

渡辺だいすけ 奔走記

第6号

2020年10月
— 発行者 —
福井県議会議員
渡辺大輔

福井市新田塚1-70-31
TEL.0776-50-2083



県政報告

議会答弁

活動報告

① GIGAスクール構想の進め方について

学校現場にいた頃、授業中に教材用のネット動画を子ども達に見せようとしても、途中でフリーズ！授業が中断することが度々ありました。大高速、大容量のネット環境と、一人1台のPC端末の完全整備は、いったいいつになるのか？



質問

一人1台のPC端末やネット環境の整備が完了するのはいつ頃か？
コロナ禍で急いで整備するのではなく、教員も使いこなせる研修体制やトラブル時の対応など、周辺整備もしっかり行うべき。

A

【教育長】 全ての市町で端末整備と校内ネットワーク環境整備を完了するのが年度末の見込み。コロナによる臨時休校中だけでなく、平常時でも児童生徒の意見を大型テレビで共有して議論を活発化させる、小テストをタブレットで実施して即時に結果を集約し、理解度に応じた指導を実施するなど、児童生徒が使いこなし、深める教育を実現する。



② 中高生のSNSによる悩み相談について



コロナ禍で、大きく様変わりした学校生活。気になったのは子ども達の心のSOS。最近の中高生は電話をかける習慣がないので、今年8月から県教委で実施している「中高生SNS悩み相談」の効果と課題、次年度に向けて拡充を求めました。

質問

SNS相談事業における登録者数、相談件数、同時期の電話による相談件数、SNS相談員の人数や保有資格、相談体制は？
夏休み明けだけでなく、通年での事業を！

A

【教育長】 今年8月から中高生のSNSによる悩み相談の窓口を開設、8月現在の登録者数は340人、相談件数は約140人。当初は夏休み明けだけの予定だったが、平日17時から21時まで開設したところ、

次ページへ

A

前ページより

相談件数は248件(1日平均約10件)で同時期の電話相談の約6倍。SNSの相談体制は、公認心理師や臨床心理士など計5名で対応。生命に危険が及ぶ可能性が高い緊急事案の場合は、速やかに適切に対応する体制を整えている。今後は通年での開設など、生徒の心のケアに効果的な実施方法を検討する。



高生のSNSによる
悩み相談について

一般質問 (テレビ生中継 9月16日)

③ ヤングケアラーについて



「ヤングケアラー」とは、本来大人がすると想定されるような家事や家族の世話などを、日常的に行っている18歳未満の若者のことを言います。この子たちに行政の支援を差し伸べなければ、ケア疲れから彼ら自身が支援対象になってしまう。ギリギリに生活できていてもスムーズな就労や進学に結びつかない。早期の支援に取り組みます!

質問

ヤングケアラーの正確な実態把握を!

また、この子たちに行政としてどのような支援策が考えられるか?

A

【知事】 現在、実態調査については全国统一基準として、国でアセスメントツール(アンケートなど)を検討している。その中で、こういう子たちをできるだけ早く見つけて、例えば介護であればヘルパーに渡していく、スクールカウンセラーで解決のためにどうすればよいのかの相談体制など、市町と連携していきたい。

④ 部活動について

部活動はどうなっていくのでしょうか? 国の法律で教員の月残業時間は「**月45時間、年間360時間**」が上限ということが決められました(残業が前提ということも問題ですが)。長時間による過労、それによる精神疾患、自死が問題となる中の上限規定。法を守らなければならないのなら、少なくとも部活動をどうすればよいか。部活動に熱心な教員もいる一方で、経験もスキルもない教員が指導を任される、あるいは子育てや介護を抱えながら平日も休日も指導にあたる、など精神的に大きな負担を感じている教員もいます。現場の声を聞きながら、議論を進めていきます。



※文科省は令和5年度から休日の中学校部活動の指導者を、教員から民間に移行する案をまとめました。

質問

「今後、部活動が地域スポーツクラブに移行した場合、指導者になっても良いか」(教員、競技団体指導者対象)のアンケートで、前向きな回答をした指導者の数、その中で教員は何人いたのか? 部活動の指導者の民間等への移行における課題をどう考えるのか?

A

【教育長】 地域クラブの指導者として前向きにとらえているものは、2102名のうち999名。そのうち教員は331名で中学校教員が126名、高校教員が147名、その他教員が58名。課題は地域指導者の人材確保、生徒を適切に指導できる人材の養成、保護者負担と行政支援、教員の手を離れてスムーズな大会運営ができるのか、などがある。

5 災害時の新たな避難所の開設について



近年、毎年のように豪雨災害が起きています。特に今年の「7月豪雨」では、コロナ禍ということもあり密を避けた結果、**避難所不足**が大きな問題となりました。また、避難所までが遠く、高齢者や障がいを持った方はそこまで行けないという問題もあります。少しでも多くの避難所を開設すべきです！

質問

「特別支援学校など県有施設を避難所としてより活用すべき。また、浸水被害に対応するため、一時避難場所に適した社屋を有する民間企業と自治会間の協定締結を、県が市町と連携し積極的に進めるべき。」

A

【知事】 特別支援学校については、障がいを持っている児童・生徒の学業や支援の状況に配慮しながら、避難所指定に向け前向きに考えたい。その他の県有施設について、積極的にリストアップして市町に提示し、少しでも早く必要な避難所が確保できるように協力していきたい。

【安全環境部長】 協定締結に当たっては、企業が提供する避難スペースの範囲や開設時の手順など、企業と地元の協議に時間がかかるが、速やかに合意に至るよう市町とともに県も間に入って調整に努めていく。



原子力防災避難訓練
(おおい町 8月27日)

6 公共交通空白地の交通確保について

今、高齢化が進みつつある地域で、**路線バスや鉄道など公共交通がない地域の交通手段の確保**が問題となっています。これは、決して過疎地域だけの問題ではなく、**人口集中地でも課題**となっています。自家用車が運転できず、路線バスの停留所や鉄道駅から離れている方の交通確保を進めていきます。



質問

今後、人口が密集した公共交通空白地における移動手段を確保する際には、地区のタクシー業界と連携し、低料金での移動を可能にするための調査・検証に取り組むべきと考える。

A

【知事】 例えば、あわら市では、平成23年まで行っていたコミュニティバスを、24年から326ヶ所の停留所を設けて、**※デマンド型**でタクシーが低料金で行った結果、1人で乗ると少し料金は高くなったが、年間の利用者は2万4千人が3万6千人に増加、赤字が5千万から3千6百万くらいに減っている。また地域のタクシー事業者を使うことで、そちらの業績が上がった。しかも、高齢者で特に免許返納者には割引も行うなど、新しい交通の手段の在り方としては非常に可能性がある。指摘をいただいた公共交通空白地交通確保については、基本的に人口があまり多くない所で高齢者等の交通手段を確保することを対象に行っているけれど、都市部でも交通手段を確保することは重要である。今の例のように、更に先進事例も集めながら、市町への助言等も行っていく。



※デマンド型の公共交通…

決まった時間に決まった路線を走るバスとは異なり、利用者の予約があった場合のみ運行する交通機関。

フリー・トーク



朝、出がけに何気なく見ていたニュース番組で取り上げられていた「ヤング・ケアラー」。

ある高校1年生。12年前に両親が離婚。母親と弟の計3人で暮らし始めたのですが、その後母親の脳性麻痺が悪化し、介護が必要な状態となりました。生活費は生活保護と介護手当のみで、週数回程度のデイケアを利用しているのですが、夜はほぼ毎日彼が母親と弟の面倒をしています。高校からの帰宅が午後8時。帰宅後すぐに洗濯、洗濯機が回っている間に近くのスーパーでその日の夕食の食材の買い出し、その後3人分の調理をし、家族が食事をするのが夜の10時。それから食器洗いや洗濯物を干す、母親の介護などをこなし、就寝が午前0時半頃です。彼はインタビューに対し「頭の中はまず家事、次に介護、その次が部活、そして勉強の順かなあ」と言っていました。

ケアを受けている方は包括支援センターなどで把握されているのですが、ケアをしている方の実態は正確には把握されていません。誰にも相談せず(できず)にケアを続けている18歳未満の子ども達があります。懸念されるのは、この子たちが家事や介護に疲れ果て、子ども達自身が支援対象となりかねないこと、また、何とか生活を続けられても、スムーズな就労や進学に結び付けていけないこと。少なくとも、この子たちに対し、食事や洗濯など、家事に対する行政の支援があれば、その分を家庭における学習や、子ども達自身の時間に使えます。この子たちの支援にも取り組んでいきます。

ヤングケアラー (例)		
		
親が仕事などのため 祖父の介護	きょうだいの介護	依存症・精神疾患 の家族のケア

こんなことにも
取り組んできました!



感染症指定医療機関視察
(敦賀病院 R2.7.29)



ドクターヘリ発着場視察
(県立病院 R2.8.5)



連合勝山地協で県政報告
(労働福祉センター R2.10.8)

発達障害者雇用の調査
(ハローワーク R2.9.18)



この他にもいろいろな方
お会いしました。

お困り、お悩みなどありましたら是非ご相談を!

渡辺大輔事務所

〒910-0067 福井市新田塚 1-70-31

TEL.0776-50-2083 FAX.0776-50-2086

E-mail d-wat571@outlook.jp

<http://watanabe-daisuke.info/>



Facebook用



オフィシャルサイト